

委員会行政視察報告書

委員会名	総務文教常任委員会
出席委員等	堀口 武視 委員長 中尾 広城 副委員長 真砂 満 委員 大森 和夫 委員 森 裕文 委員 谷 外嗣 委員 北出 寧啓 委員 (随 行 : 議 会 事 務 局 藤 原 秀 紀 出 口 可 南 子)
実施年月日	平成24年5月17日(木)
視察先	千葉県流山市(5/17)
視察項目	流山市「流山市自治基本条例の策定について」

視察内容

千葉県流山市(5/17)

流山市議会事務局長 倉田 繁夫氏からの挨拶の後、流山市の概要並びに市議会の概要について説明を受ける。

続いて、総合政策部長 水代 富雄氏より、視察項目「流山市自治基本条例の策定について」説明を受ける。

説明の主な内容として、なぜ自治基本条例を策定したのか、その背景には、平成12年以降の地方分権改革に影響を受け、流山市においても「自分たちのまちの課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向け行動する」ために、市民自治によるまちづくりを基本原則とする自治基本条例の策定を行いました、との説明がありました。

流山市は、全国的にも珍しく、「自治基本条例」そして「議会基本条例」が同時に制定されています。

次に、実際の条例の策定過程における特徴としては、市民がゼロから条例を策定したところにあります。「パブリック・インボルブメント」(PI)という、市民が市民の中に入って市民意見を集めるという対話集会方式を採用しています。また、公募市民による市民協議会も立ち上げられ、延べ124回、3,400人から7,000件の意見を集約し、自治基本条例の原案が作成され提出されております。

これを受けた行政側は、各部局から1名ずつ代表者を選出し、プロジェクトチームを立ち上げ、流山市自治基本条例の原案を作成しました。これによってできた2つの原案を調整するために、行政及び市民協議会、双方のメンバーからなる策定調整会議が設置され、7回の会議を経て、ひとつの原案が取りまとめられたとのことでした。

一方、議会の動きについては、自治基本条例の勉強会として「自治基本条例検討協議会」が立ち上げられ、13回の協議会を重ねられました。その中では、最高法規、市民の提案の問題等について議論がされ、その後、最終調整を経たのち、平成21年第1回定例会において、自治基本条例案が上程され賛成多数で可決されたとのことでした。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑では、自治基本条例は策定のプロセスが非常に大切であるが、なぜ、自治基本条例が必要なのか、という議論はなされたのか、その内容について説明を求めたのに対し、まず、(1)平成12年以降の地方分権の影響を受けて、「地域の課題は地域で解決していこう」ということが背景にあります。(2)平成16年に、流山市における行政改革審議会による答申の中に、自治基本条例が必要である、との内容が盛り込まれたこと。(3)自治基本条例に関する議員の一般質問に対して、「市民に身近な条例を作るならば、市民が

自らの手で条例を作っていくべきである」との市長が答弁を行ったことにある。以上の3点の理由から、市民が自ら集まり、そして、自治基本条例について学び、ルールを作成するという、市民協議会を立ち上げて、条例案を作りあげていったというプロセスがあるという説明を受けました。

次に、条例が作り上げられる過程での議会のかかわり方について説明を求めたことに対し、流山市は、市民、自らが条例を作り上げていくというPI(対話方式)をとっているが、そのPIの一環として、市民協議会が市議会に面会を申し入れ、自治基本条例案の説明や議会との意見交換を行っています。また、最終段階では、策定調整会議(市民協議会案と行政案と取りまとめる)を傍聴するなど、議会とも連携しながら、流山市の自治基本条例を作り上げていったとのことでありました。また、議会側においても、自治基本条例検討協議会が設置され、勉強会も含め、7回にわたり協議会での説明を行うなど、議会との連携を図りながら条例の策定を行いました、との説明を受けました。

以上が、流山市における視察の概要となります。

総括

視察については、時間的配分の厳しい日程の中、実施しましたが、それぞれの市の担当職員による説明に対し、各委員から活発な質疑が行われ、全体的に充実した視察であったと考えており、十分に所期の目的を達成することができたと考えております。

今回の視察により得た内容については、今後の市政に反映させるとともに、市の発展につなげていきたいと考えております。

上記のとおり報告いたします。なお、資料等については、別添のとおりです。

平成24年5月21日
総務文教常任委員会
委員長 堀口 武視

委員会行政視察報告書

委員会名	総務文教常任委員会
出席委員等	堀口 武視 委員長 中尾 広城 副委員長 真砂 満 委員 大森 和夫 委員 森 裕文 委員 谷 外嗣 委員 北出 寧啓 委員 (随 行 : 議 会 事 務 局 藤 原 秀 紀 出 口 可 南 子)
実施年月日	平成24年5月18日(金)
視 察 先	愛知県岩倉市(5/18)
視 察 項 目	岩倉市「岩倉市子ども条例の制定について」

視 察 内 容

愛知県岩倉市(5/18)

岩倉市議会 木村 冬樹 委員長 からの挨拶の後、岩倉市の概要並びに市議会の概要について説明を受ける。

続いて、福祉部 児童家庭課長 山田 日出雄氏より、視察項目「子ども権利条例の制定について」説明を受ける。

説明の主な内容として、子ども権利条例制定の背景には、1989年(平成元年)の子どもの権利条約の採択があります。それを受け、全国の自治体において、子ども権利条例が制定されはじめ、平成21年当時、約40団体で制定されていたものが、現在では、90団体になっています。では、なぜ、子ども条例が必要なのか、その要因としては、子どもを取り巻く環境にあると考えられます。自己肯定感の欠如や自己存在感の喪失などによりいじめや自殺が発生している現状であり、また、親の子どもに対する子どもの権利意識が欠如していることから、児童虐待などの問題も発生しています。そこで、子ども権利条例の必要性が生まれ、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもの権利を尊重することが大切であるとのことでした。それでは、実際の条例の制定過程については、まず、平成20年5月から、岩倉市子ども条例検討委員会が設置され、8回にわたる協議が行われました。また、小学生による「みんなに伝えたいこと」「みんなの願い」と題して、ポスター作りをしたり、また、小学生、中学生、市内在住の高校生や保護者に対してアンケート調査の実施、ワークショップの開催など、精力的に子ども権利条例の制定に向け活動されたとのことでした。また、そのほかには、ミニトークショーとして、子ども向け、大人向けを2回に分けて、みんなの願いなどについて、意見交換が行われたとのことでした。

そして、その後、岩倉市子ども条例(案)が提出され、平成20年12月議会に上程され、可決されたとのことでした。次に、岩倉市子ども条例の特色ですが、次の子どもの4つの権利が明確に規定されています。(1)生きる権利(2)育つ権利(3)守られる権利(4)参加する権利 です。また、今後の課題としては、特に、子どもの居場所づくりに力を注ぎたいとのことでした。実際に、市民課の夜間や休日業務のため、市役所庁舎を開庁していると、子どもたちが勉強のため、自然を集まり、子どもたちの居場所づくりの一環となった事例があるとの説明がありました。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑では、条例の策定過程で、教育委員会との連携はどのようになされたのか、説明を求めたのに対し、策定過程において、児童福祉課および教育課の双方で連携し、条例を作

成したとのことでした。次に、権利について、個々の権利を主張しすぎると、判断力の乏しい子どもが育つのではないか、子どもにそれだけの権利を認めて大丈夫であるのか、説明を求めたのに対し、権利はわがままではありません、相手を認めること、そして、協調することが大切である、そのために自分を抑えることが必要であると考えます、とのことでした。次に、今、何が一番必要で、何を行いたいのか、との質問に対し、子どもの居場所づくりに力を注ぎたいと考えています、とのことでした。

以上が、岩倉市における視察の概要となります。

総括

視察については、時間的配分の厳しい日程の中、実施しましたが、それぞれの市の担当職員による説明に対し、各委員から活発な質疑が行われ、全体的に充実した視察であったと考えており、十分に所期の目的を達成することができたと考えております。

今回の視察により得た内容については、今後の市政に反映させるとともに、市の発展につなげていきたいと考えております。

上記のとおり報告いたします。なお、資料等については、別添のとおりです。

平成24年5月21日
総務文教常任委員会
委員長 堀口 武視

流山市視察風景



流山市議会 倉田 繁夫 事務局長 挨拶

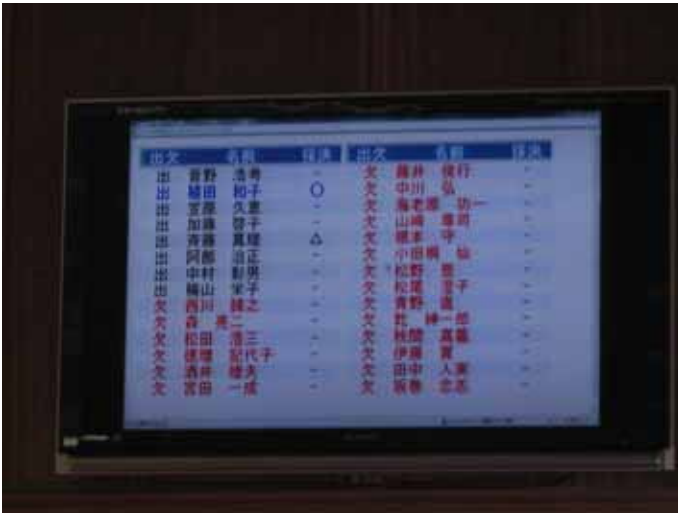


堀口 武視 委員長 司会により質疑応答



質疑応答

流山市議会 議場の見学



～スマートフォンによる採決～



流山市役所玄関前

岩倉市視察風景



岩倉市議会 木村 冬樹 委員長 挨拶



堀口 武視 委員長 挨拶



質疑応答



岩倉市役所玄関前